平成２４年（フ）第１２４５号
神奈川県藤沢市亀井野267　メゾン青木Ⅱ
破産者　小堀　　幸
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１３号
千葉県市川市相之川１丁目14―12―203、開始決定時の住所東京都杉並区下高井戸２丁目10―14―109
破産者　白石　淳三
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３４号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目27―８―102
破産者　久下　正信
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０４１号
千葉県船橋市東船橋５丁目15―20―503
破産者　中野　晃子
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１８３号
東京都板橋区蓮沼町38―５―606
破産者　阿部田米夫
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１８４号
東京都板橋区蓮沼町38―５―606
破産者　阿部田孝子
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１８６号
東京都目黒区柿の木坂３丁目３―４―201、開始決定時の住所東京都目黒区柿の木坂３丁目３―４
破産者　飯野　　豪
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２９４号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目38―３―1102
破産者　鈴木　義孝
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３０４号
東京都港区赤坂７丁目６番63号
破産者　株式会社パスカル
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３０５号
東京都渋谷区代々木５―22―７町田方、住民票上の住所東京都港区赤坂７丁目２―28
破産者　山崎　文康
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６８３号
東京都清瀬市梅園２丁目７―２―102、破産手続開始決定時の住所埼玉県所沢市大字上安松719―１―102
破産者　中田　弘文
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７８４号
東京都府中市府中町２丁目９番１号
破産者　株式会社マキ・ビビットコーポレーション
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８２０号
東京都品川区西五反田２丁目22―12―402
破産者　丹野　博之
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８４３号
東京都渋谷区神宮前３丁目３番12号
破産者　株式会社パレット
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８９６号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮７丁目58―１センチュリー東大宮第三104
破産者　辻　　敏洋
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０３６号
千葉県習志野市屋敷５丁目７―３
破産者　滝沢　泰子（旧姓野村）
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０３８号
千葉県八千代市勝田台２丁目12―３―201
破産者　平瀬　美奈（旧姓滝沢）
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１７１号
東京都墨田区東向島６丁目26―16
破産者　中村　　誠
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１７５号
東京都江戸川区中葛西３―11―８シティハイツⅡ301、住民票上の住所大阪府東大阪市上石切町１丁目11―14―1303
破産者　盛　　康志
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２５８号
東京都足立区佐野１丁目13―２
破産者　菊輪　耕二
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部